

貞丈雜記

五之上

五五〇〇卷

和書			
內閣文庫	和書	第一	共
一四二二號	二冊	一函	架
一七架	二冊	一函	架

和書門			
大政官文庫	和書門	二	一
二〇二二號	二冊	一函	架
一三八號	三冊	一函	架

內閣文庫	
番號	和 11422
冊數	32 (9)
函號	153 287

禮



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak 2007 TM Kodak



伊勢平藏貞丈先生著述

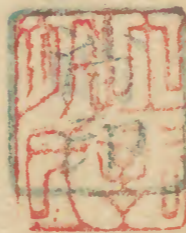
貞丈雜記 第二帙

東都書林文溪堂發行

五五〇〇番

貞丈雜記卷之五

明治十二年購求



裝束之部 目錄

一 素襖之事

廿七条

圖

一 肩衣之事

四ヶ条

一 上下之事

四ヶ条

一 大口之事

圖

一 指貫之事

圖

一 葛袴之事

一 盤領方領之事

圖

一 狩襖之事

二ヶ条

一 半袴之事

廿二ヶ条

一 直垂之事

圖

一 狩衣之事

圖 糸布衣之事

一 小袴之事

五ヶ条

一 水干之事

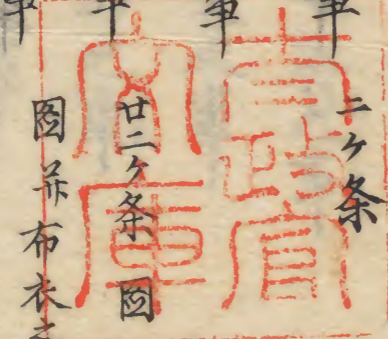
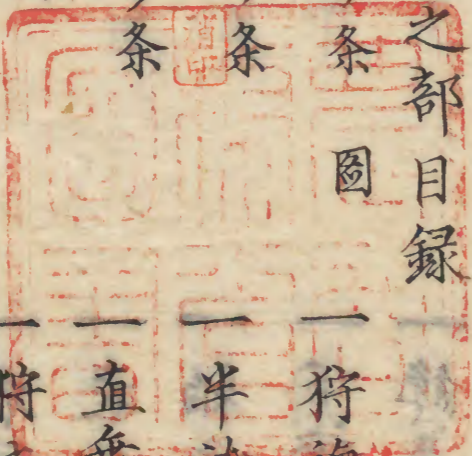
二ヶ条

一 長絹之事

圖

雜記五

目一



一十徳之事 三ヶ条 圖

一脛中之事 圖

一草袴草衣之事

一束帶之事

一褂之事

一出衣之事

一腰紐之事

一端袖之事

一山伏装束之事 二ヶ条 圖

一狩装束之事

一四幅袴之事 圖

一行膝之事 六ヶ条 圖

一女房衆装束之事 圖

一衣冠之事

一衣之事

一袖之事

一下袴之事

一總着之事

一腰當之事

一袖細之事

一傍續之事

一御幘之事 圖

一御引直衣之事

一紅梅二品有之事

一穀織之事 圖

一浮線綾之事 圖

一白襖之事

一熟線綾之事

一練色之事

一牡丹色之事

一裘代之事 三ヶ条 圖

一金巾子御冠之事 圖

一小口之御袴之事

一綾之文小葵之事

一固文浮文之事

一二重織物之事

一縮線綾之事

一奥綾之事

一練之蔭物之事

一蒲萄染之事

- 一 麴塵之事
- 一 朽葉之事
- 一 平絹羽二重之事
- 一 宮形之事 圖
- 一 片色之事
- 一 折并板引之事
- 一 瑩之事
- 一 紋丸之内画事
- 一 ツ襟之事
- 一 淨衣之事
- 一 海松色之事
- 一 羅之織目之圖
- 一 夏冬生糸練糸之事
- 一 一斤染之事
- 一 綾文之事
- 一 引倍支之事
- 一 衣紋之始之事
- 一 搔練之事
- 一 當色之事
- 一 褐衣之事

- 一 小袍之事
- 一 入紐之事
- 一 練貫之事
- 一 直綴之事
- 一 鼻高沓之事
- 一 袖拈之事
- 一 子持筋之事
- 一 凡裝束着様之事
- 一 指子之事
- 一 細長之事
- 一 武家內衣之事
- 一 淺沓之事 圖
- 一 深沓之事
- 一 夜具之直垂之事
- 一 火車裝束之事

以上

貞丈雜記卷之五

伊勢貞友

千賀春城

門人

岡田光大

校同

装束類之部

一素襖スアツの事襖アツ之字ハ玉篇ハと云書ハ袍襖ハと注ハる袍ハも襖ハ

毛ハ一敷ハあり玉篇ハ袍襖ハと注ハる也袍襖ハ上ハ

み着ル装束ハ礼服ハ也此禮服ハ官位ハある人ハ後ハありを

以テ縫ハ也每位ハ無官ハの者ハ麻布ハを以テ縫ハる也素襖ハ

云也素ハといハるもあリ鹿相ハありを云也ハ襖ハ字ハの音ハアハフ也

雜記五

素袍ト云名目ノ
古書ニ見エシハ寛
仁應仁文明ノ
比ノ書ニ見ユ上
ト云名目ハ應永
ノ比ヨリ見ユ其
以前ノ書ニ素袍
上下ト云フ見ユ
不地甚ハ越後布

又モジサイニミテ
單也冬ハ麻又ハ
布ヲ用是又單也

アアと云みて和靴の 公家の朝服テマフクは朝服とハ朝廷一仕
禁中の袍アアと云服有り襖アアと云服あり衣服令エブクリヤツと云古書ハ文
官の服を袍と云 文官とハ學文を奉と云世を
治政事を專不執行ハ可也 是ハ縫腋ホウエキの
衣也 縫腋アアと云あ方の腋をぬひ 武官の服を襖アアと云 武官と
ハ武官と
を奉と云天子を守護モ司を云也大将中將
少將左衛門右衛門左兵衛右兵衛の類あり 是ハ關腋ケツエキ
の衣也 關腋ケツエキと云兩方の腋をぬひ 此襖の事を後代ハ關
腋の袍と云奉名ハ襖也

一 素襖スアアと云書き又素袍スハワとも書く襖の字をよくと云べし古
書ハ皆襖の字を用たり又うゑも書くはまらう又まらう
あどく書くハ悪くま何かと書ぐすあやと云てまあをと

よむ事本也あつひと書てあをひとよむと同例也 素袍
よるもあきまハあどくれとも古書ハあき
素襖と書なれどれバそれハ誤かべし

一 是あふのむ襖クニカハは付する皮をひもともひも按とも云也 素
と関書クニカハ云云あふのひも草クニカハの子クニカハ黒梅小紋クニカハの付する 紀伊
國草クニカハ由クニカハ中山金仙寺クニカハハ 伊勢守 黒梅クニカハを用クニカハハ 紫草クニカハハ 赤

まのせしてハ付するクニカハき由クニカハあるき人ハクニカハ赤クニカハハ
をある何何クニカハ 左玄近年あつクニカハひもクニカハハクニカハすクニカハハクニカハ 當世
見及ハ丹波目結クニカハをクニカハ結クニカハトハクニカハかクニカハのクニカハこ
新改クニカハをクニカハ付クニカハ あどくをクニカハむクニカハハクニカハ付クニカハるクニカハまクニカハハクニカハさクニカハもクニカハあるクニカハへクニカハくクニカハハクニカハ 又
ひもハひとわんクニカハと云 一丈のひもクニカハと云 昔より定クニカハをクニカハるクニカハるクニカハ

ていしを今ハ袴の外ひろくは不可成いし

一 素襖のひもの結拵ハひもを袋中より取り折て折め此方をきかてすむまびりしあけ也此れハ巾着に結みあふ

形也 カウコウカウハ 砂陪膳 シマクイゼン 勅時此外子をきげく

はるふる何の時ハひもの結するをときて小袖と此あかの布一入し内を帯の通りまきまき墨也旧記ハひもを

納りしあるハ決りあり今ハひものを結するを知らぬ人あく紐を巾引くごとくその海の前腰の内一引入て墨く也古風を知らぬあり

一 素襖ハむき草をむきひて紋の上ハ付をきくとぞは

云々 関書云きくとぞハ此あかを布とらばうさどあそいしもの今ハそくしりし付はきくとぞハ大よん一い云々糸をとりぞ付はるす本儀あり

一 此あか袴と云ハ此あかの巾をきくとぞは袴の多也此あか同し色同紋也 又此あかハ巾をきくとぞは海の多を

一 素襖 ヒタシ 此あかの紋いしハ家の紋のふ限り色ハの紋をとり也家の紋付するも勿論婚迎記も此あかの海のものハまひ帯をきくとぞは君よりむと殿一道上のもあかの紋を云又道照墨草もまき折着用のあり 中 紋のるハ家の紋付方ハ大畧松竹霍免也異

相ある紋あはし不付い云々 蜷川記云上下の上下といふ 色あ
 何色もて此の先あきぎうらんむくのこは品能い又うさ歩
 ハ大畧あきぎいとい入道あはうらんのを着い紋のす
 ハ松弁露髪赤を付い又家の紋をも付い小紋の上下ハ
 畧汝とい小紋の上下といふ大畧 近年ちやうい又徳圃書
 条くよ云春の出仕衣裳のすのそあは袴黄き深て阿
 の裳セウフン腕の物を肩より付も則柳し 棧の上下のす地
 を水色は深松を肩より付も也杖の上下のす地を紅と不
 深相の葉又ハ耐の季を紋も付も也冬キの上下ハ黒と不
 也又義詮ヨシ公は系内儀式云歩行兵三百人各家紋付

春成相傳同書云
 素襖深色の事
 浅黄かちん茶條
 梅より梅亦何も
 と云

たる杏齒帯劔也云々 又殿中日々記寛正六年八月廿二日
 細川駿馬場よおひて大追物有りるを記しる不貴殿
 伊勢守 貞親更 清もあふ地うちん越後布以紋袴もあふうめひめ
 だけそのとをさふ ぬひめつけと云 切付紋のり 三寸あまりの筋一せを
 里者又武庫 伊勢兵庫助 貞宗事 法馬 月毛 法もあふ地白地文
 まひがきをうちんも着の葉をこぶれらんよめえぎ又
 備州 伊勢備中守 貞藤事 法言 忠粟毛 法もあふ地うちんは尾長帯
 ニおぬひめ付 ぬひめ付といふ今の切付紋のりあり 右素襖直垂の紋家
 の紋も外のの紋も付も 花文なり条とす云
 ちあふち海のさきぬ袴あどの紋のりきぎ目よとぬか可

知れ 是又家の紋見え あき外の紋を云 さのちちりさきも又大あまふまふ

一房小者八人の目子立の務あるが能はさむとある人ハ

長刀持ノ昔ノ事 考むめよたぬぐまうい

一 是あかの紋はむやうめんともするは紋の内をさすまう
むりくを云正月はる能記を云むやうめんともをり
くして深なるをむやうめんともは御禁制をい只二ををい
てつらひるす能は宗五冊校書云むやうめんハ三をい
ろくををい又云草木の葉をく不気どうたるをむやう
めん付すは条くす書云かすまきひやうめんハ御禁制を
い見ハ一限のちれの時きせうまき為也又云むやうめん

といたとハ三をを深なる事よその二をを三を四をよ深なる

者ハ不苦をいハむやうめんハかきをいハなるをいハ成

次才古実よ云ひやうめんのもをあかまる海地きのす何ん

もいハ三ををいハむやうめんいあさぎ、梅、うりやま、

ハ三をを一具の内よ深なるハむやうめんい又阿き記、うま

やま、こ記梅、うま梅、むさちや、うきりめんあど一具のうちよ

深なるハ中ハ及ハ山をちく、のきを三をよ取合はて深

なるハひやうめんをい但見あどハかき、うま、い又ハ人

の中間小者あどハは沙法とあどハずハ同朋あどのす是も

不及沙汰ハ 東鑑卷二十ニ評文水干ニ著ニ紅葉菊花

一 此あふの深極よこしきと云ふに寛正五年四月紀河系

クシジノウサシヤ

勅進能棧者の馬は公方様は小志此あふこしきけりこし

也と云ふ案に同書よかすきさやうめんは法禁制也一隨流

の町為せざるべきも也云々云々云々云々也此の老深也布

をかこしきて今上を糸あふかこしきておと深く後老云

糸をとげ糸の糸ハ白く外ハ糸とすも今知志傳りと

云云之一名を老深と云也殿中日記寛正六年三月

四日花見の御成の事を記したる所は所様上様各は供

元上下巻深也かひりきと書ハ水也

一 此き素襖と云物あり案に少書云此き此あふとハ越後

土佐光茂カ犬
追物ノ繪ニスキ
スアラ著タル
射手アリ

布を深とるを中見ハ六月七月各蒸ハ八月朔日よりあつき

此あふとハ當時此きすあふ此先の御礼おとす中入此

年中めりしる珠衣由金仙寺伊勢守 貞宗奉のこまひいりき越後

布とハ今のあふと也あつき此あふとハ此の布の此あふを云

一 此あふの此あふと云物あり此法古実云此あふの事

厨中ハ此あふと云物あり此法古実云此あふの事

此あふハ不苦の案に同書云此あふと云物あり此法古実云

殿中ハ此あふと云物あり此法古実云此あふの事

つるも此あふと云物あり此法古実云此あふの事

のちあふと云物あり此法古実云此あふの事

とり深のり小袖
の部見合へ

一 素襦の深極より深と云夏有真鏡犬追物記ニ云犬射素
襦ハラスチとり深と云五毛ハラスチ細筋を押せよ志何り深と云
本形と云

射子とある袖
をたよりもちい
さくともく犬追
物の云々

一 射子とあると別カサカケのりあり犬追物笠掛あど射の時フタリは
まあふのりとあるとき射子あふ人の目と云は極風流は
深とある也犬追物の時あるを犬射とあると云笠掛の時
ハ笠掛とあると云とてハ射子とあると云也

一 小素襦と云ハ別のりあり上カミハ常のまあふのめくく袖
一幅半也下ハ長袴を差サシて袴のくけ足のくお
まどとて袴の短き袴を差の半を云と袴を短く

とる也今の市袴也深急致あハ上と目極も也笠掛日

記細川澄元云それの時ハ得る市密狩衣大帷子素お小素

袍以下二日三日前よりあめんをたておムカをかけき又射子
装束むのなき急何ムカをて留をく今ハ小素何ハ行

膝バキ皆と射也云今ハハ永正年中をさし云又云小

まあふよのねのり袖おちきさるるムカも海のまをハ内ムカの

おろくくムカを内一草を廣サムカらわムカてムカハ合ムカて

くムカ時引出ムカて結ムカ東山年中行事云正月元日今日出

仕之面ムカ著大口直垂走元皆小素袍ムカくムカ

くちムカけ素襦と云ハまあふのまをを袴の内ムカ合ムカば羽織を

またあふのてを
同じ同紋ありを
うごくと云上
と下とある紋も
遠くをまわつ
たつと云紋の
同紋のても上
下と遠くはま
あふると云

着るごころおろけんを云せ程ある事也ろおかけ肩
衣と云も同じ心おろけまあおかけのたきぬおかけ
が狼藉ある由案く書きよんごり

一 浴供古実よ云まあ袴の紋をひらする
ひらするとは同
一様と云ふこと
付るごころ地の色を上下の色を替はせぬ
カエ
山方も山たは略
儀まは自然いさいあどめいりまゆれ何も略儀まは
上ハさいみのまあが
下ハ考の毛袴く
若かさあき方あどハ猶もくす
ゆれまあるまじくゆえ今つぎ上下と云肩衣と袴
色の遠くを用も是より出るまじく

一 舊記よりみま又意何
上と下と同一と云一様ありを云
くまに記す
のつぎあハ皆まあ

かの事也今ハ肩衣袴を上下と云
程又くわ
くまに記す

一 云あふ引と云ハ古ハ酒力もの時人は盃をさうて扱是る
ま何ふをぬぎて盃さうと人ハはのハすをひまめは
云也刀針と云も同じ心ハ盃をさうて扱刀をつらす也古ハ
酒宴の時毎夜みはありし事舊記に見たり

一 云あふぬぎと云ハ猿樂ハ能をさせたる時何ふをぬぎて
サルガク
猿樂よとす事ハ翌日猿樂との素練を控りま人の
家ハ持て廻るる目を受る也何ハぬぎの時何ハ

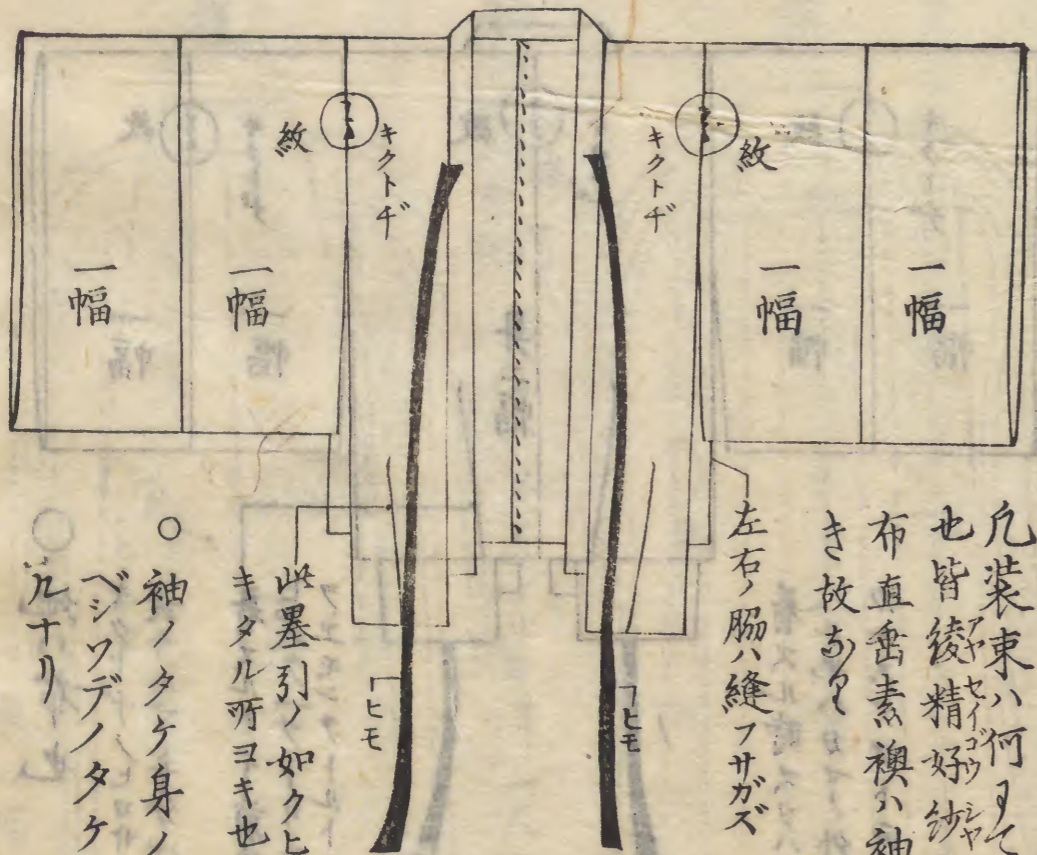
半ぬぎと袴ハ忌するまはる吾影之別のま練を忌する
あは是も極高の時の事ハ旧記より不袖ぬぎと云も同

心形の

一 此の衣は今後とも知らざる物を裁きしものにあはれむ
又繪圖をあらわしおくべきとて七人の知らざるもの
半を子書記し置く也古の人其以後も知らざる
衣記しおきたるが今の世の證據ある半多き也

貞丈云素襖と云服鎌倉將軍代も其名ゆえず東
證は見えぬ其より己ののちハ猶見えず京都將軍以
の云ふん元より古代ハ垂垂を以て庶人の常服とせり
按るハ素襖と云垂裁縫造る不あり素襖と云ハ
垂垂あり一統るを京都將軍の代より布垂垂の紋の

○素襖前



凡装束ハ何れも袖ハ一幅半の物
也皆縫精好紗の類ハ幅廣き故也
布直垂素襖ハ袖二幅あり布ハ幅狭
き故あり

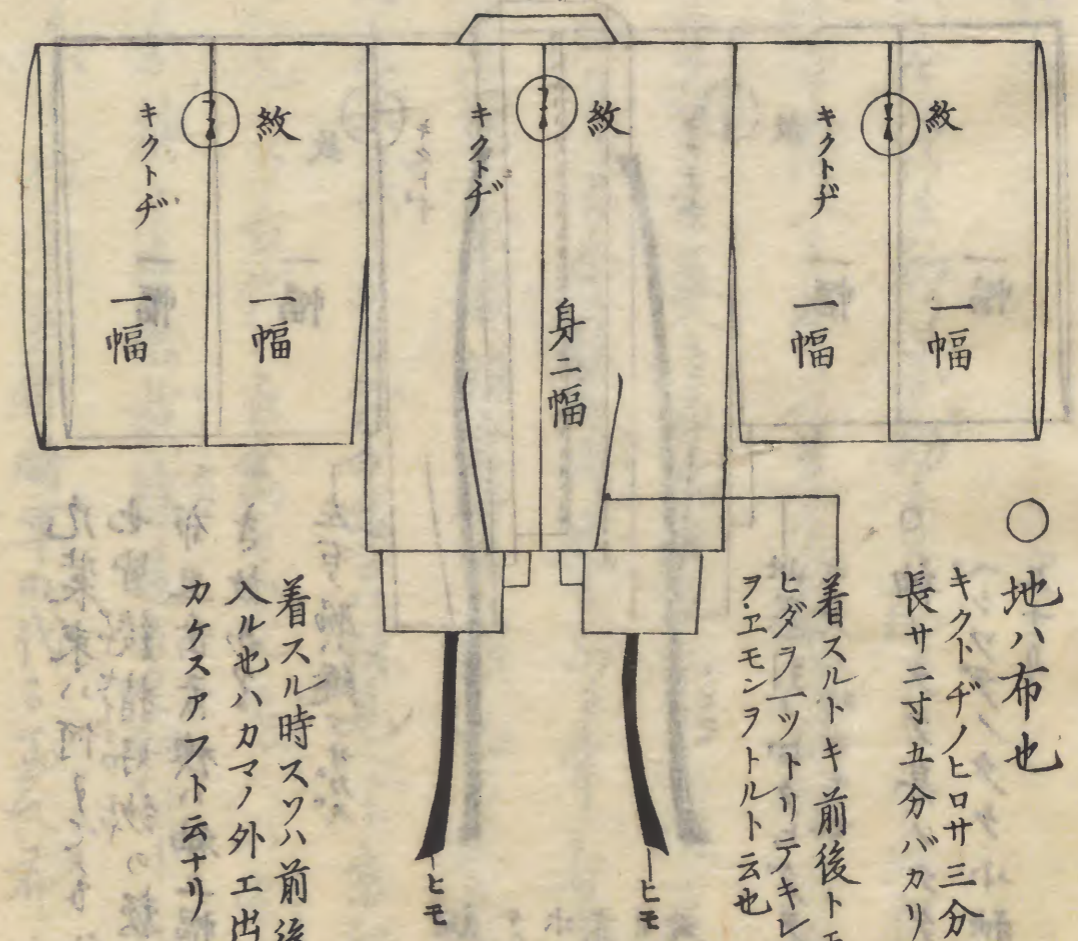
左右脇縫フサガズ

紐ノタケ定ナシ大
タイヒザ逆トック
ホドナリ
高倉家説肩ヨ
リ膝ロマデノ寸ト
云ヘリ

此墨引ノ如クヒダヲ一ツトリテ着ベシ
キタル所ヨキ也

○袖ノタケ身ノタケ人ノ大小ニヨル
ベシマデノタケ小袖ヨリ大ニ長クス
九ナリ

○素襖後



○地ハ布也

キクトダノヒロサ三分余ホド
長サ二寸五分ハカリ

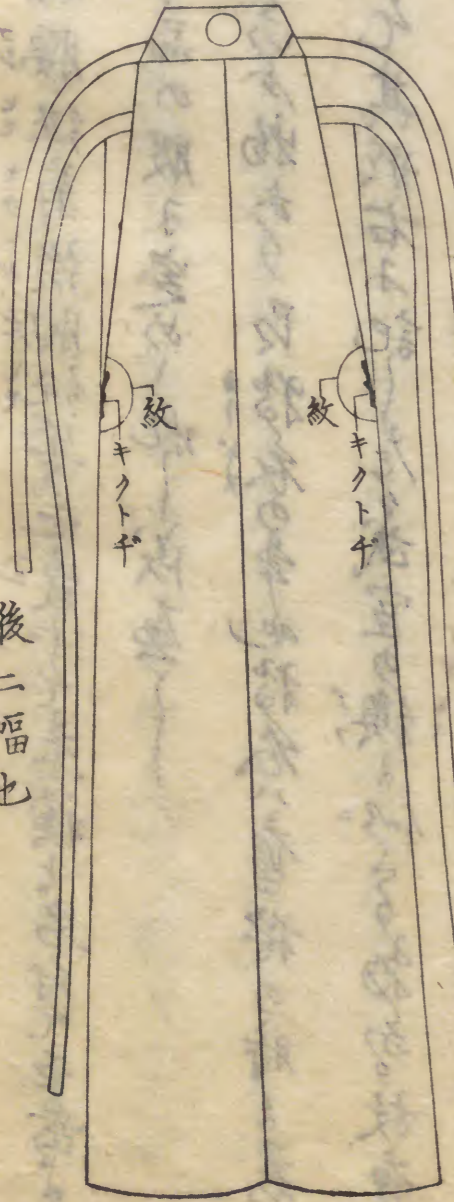
着スルトキ前後トモニ墨引ノゴトク
ヒダラ一ツトリテキレバ着タル所ヨシ是
フエモンヲトルト云也

着スル時スワハ前後共ニ袴ノ内エ
入ル也ハカマノ外エ出シテ着ルヲウチ
カケスアフト云ナリ

○素襖之袴

長袴ナリ
地ハ布也
長サハ足ノツマサキヨリ一尺ホドアマルホド也

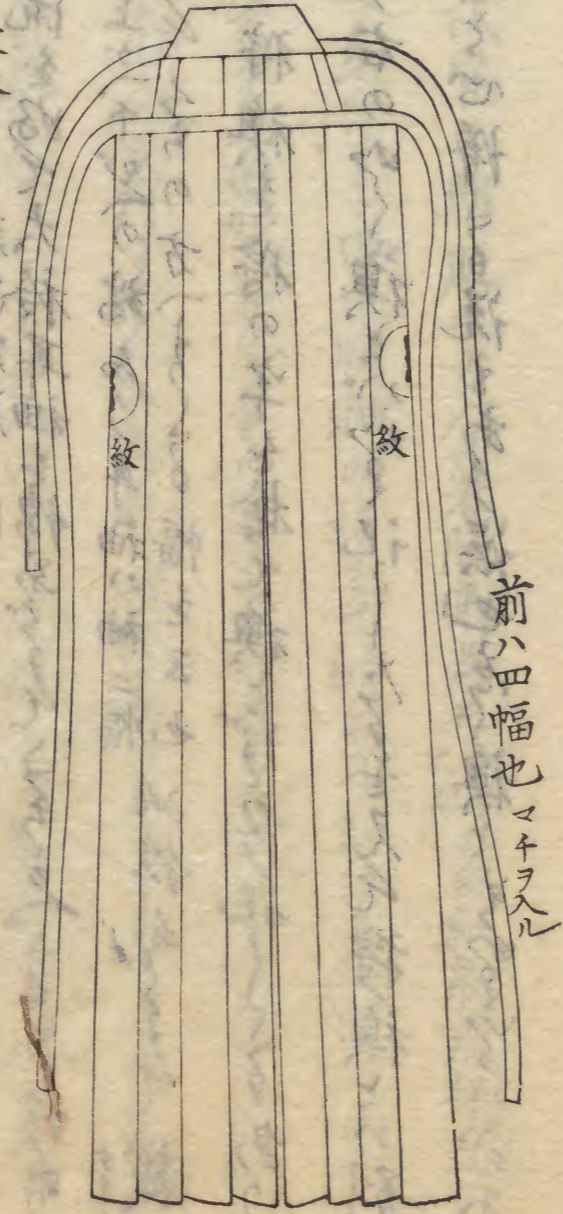
後



雑記五

後二幅也
十

前



前ハ四幅也マナヲ入ル

正字通ト云字書ニ襖ノ字ノ注ニ
 襖ノ屬六書故ニ
 今以夾衣ハアハセ
 アリ夾衣ハアハセ
 衣ナリ此義ニヨリ
 テ特衣ニ裏ヲ付テ
 ルヲ特襖ト云説
 ヲリ此説ワロシ不
 用之

○施花葉葉ニ特襖
 大襖トモイフ也
 記ニありハ誤也
 ○名目抄云特襖隨
 身等着之舍人平
 飼野用又此事也
 然而又号特衣云
 是特衣ヲ特襖ト
 云ノ證文正説也

○續古事談云昔ハ
 諸道ノ博士ナド
 ハ京東執スル度
 十ガリヲルニヤ

光米ト云ル陰陽
 師上東門院ノ御
 産ノ時アサマシ
 ゲナル上ノキ又
 指貫ニヒラガツ
 ハキテピンモカ
 ハデ中門ヨリ入
 テハシガクシノ
 間ヨリ登リテフ
 トコロヨリ白虫
 フ取出シテカウ
 ランノヒラゲダ
 ニアラク大ユビ
 シテコロシケリ
 ウヘノキヌノシ
 タニハ布ノ襖ト
 云物ヲグキタリ
 ケル云ノ布ノ襖
 ハ特襖也堂上ノ
 人ノキザルモノ
 ナルユヘ布ノ襖
 トイフモノトハ
 記シタルトリ右
 ノ光榮ト云入モ
 和泉式部モ一條
 院ノ御代ノ人也

つけの腰紐菊綴胸紐等コシヒモキクトナキヒモをニ素襖ニと名付ル也ハ密ニ

一特襖カリガフといふ物ありカリギヌ即特衣ニの事也ハ特衣ハ舊特ノの時ハ若

新服トシテ其形ハ右ノ記シたる武官ノの襖ニ似テる物ナリ故ニ

特ノの時ハ若シ襖トシテ義トシテ特ト云フ此特襖トシテ人ト

且風流ヲ好ム大衿耳袖オホキエダエを錦ニあラせルことモ有リ

大衿ハ上ノ下ノガノ端ナリ耳袖ハ袖ニ幅ノ内ニ也ト幅ヲ云フ也ト此錦ハ裁キ

久シ特ト襖トを特トノ字ヲ捨テ襖ト付ク記スる事あり

誤リ右ノの如く襖トバカ記シたるをえテ特ト襖トハ別

の物也ト心持つル況モあり誤也襖トモハ特ト襖トハ別

云々武官の朝服也古今著聞集卷五和歌之部ニ云和泉式部忍ニ

て稻荷一糸けるは田中明神の様に時の志けらいの志

犯ト思ひらるお回かせ志意のあをとつまの紙うりてさる事

りふる事下向の程もれあをれハ此何をくくともせらる

さて次日式教ニの志紙みひきてある事をあらわす事

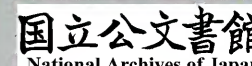
童ノの文もちききる事もある事もあれハ何者といふ事にけらる

いはせらる事といひらる事もある事をひらげてされらる事

時雨もある山乃かみぢぢあをひらる事もある事思ひあらせらる事

書らる事式教あられと思ひてけらる事をよびてたくし

ひてよし入せらる事もある事もある事もある事もある事もある事も



風呂記云むちを
ハ公方様も指
也近代ハ法
住院殺探者雄へ
成又鞍馬の内
成の時肩衣の袴
右ハ公方様肩衣
袴のハ云ハ云ハ
云ハ云ハ云ハ云ハ

小笠原兵庫助長考
記首実捨法式ヲ
記シテ母衣ニテモウチ
カケテモ又肩衣ニテ其
死骸着タル物ヲ包テ
出ストアリ布長考ハ
義満公代人也録
倉年中行事ヨリモ
ハルカ昔ノ書ナリ
○燃川記ニ肩衣袴同
色ニ戻トモモン袴ハ
ヲモテ向ハ出度ハズル
内ニテハ着度云々
モシントハ木綿也
○同記カタ衣ニ裏ヲツ
ケテ着ルハ表向ハ
着マシクハ云々
○貞順約文書ニ云ウラ
ノ付タルカタ衣ノフ
ラウセキナルコト也

布の狩襖ある前記云くの大らびも袖を綿綾あぶら

一襖の袴と古書あるハ狩襖の袴を云也も家付也指貫の

古今著聞集卷六管弦之花田のひと元町衣あをらうあをら

引入烏帽子一男おくれごとせきこるあり云く是ハ上

うきぬをきて袴袴きたるを云也狩袴襖袴同物也

一肩衣のる松永弾正少弼久秀あぶの袖を云く捨らうきぬ

と云物を始る由中傳ハあやまり也肩衣ハ松永よりる

一の考よりあやも也謙倉年中行事ハ鎌倉殿出陣の出立を

記して金襴の肩衣ハ小袴をめされハ見らう鎌倉殿と

ハ足利成氏の事也松永より昔の事也松永ハ永禄年中の也

又走流故実云惠林院殿代の事を記して走流廿人が

きぬまんげの海小太刀をもれは者也又松永よりいあ

の事也宗五一冊云糸い書の事なりかきぬハいいくハ我う紋を

必付らる當付ハ一向うハいいさうあづらハ小袴もうきぬも目

あらぬやいハ能はく又うちけハ肩衣ハ狼藉の由同書ハ

みえらう宗五冊ハ宗五入道伊勢下總守貞頼の法名也大永八年ハ記してる

書まし松水よりるう花の事也又涉供古実云くこがハりの

いこぎぬ袴の事十四五冊ハ表用あらいき又あらのいきぬ

殿中ハ表すまりき由同書ハ云うらハ供古実の事ハ文明十

モノ肩衣 変法供古
 実ニモノノスアノ
 殿中六召イシムル肩
 衣モ同前又嵯川記云
 モノノスアノ同タキヌ
 ノノ殿中六無着イヌ
 人ノ市前モ同前内
 ノ三ハ不苦イ故云
 ○伏見院ノ時時曲カキ
 シ法然上人ノ画傳ニ
 侍郎オト見ニシ者
 肩衣ニ大口ノ袴キタ
 ル体見タリ今川ノ
 俊六草紙ニ袖付
 ガル直齒ト云フ見ユ
 即肩衣ノ変ラズキ
 ルシ

四年伊勢備中守貞藤法名の記云云見松水より以承のり也
 一 肩衣と云物上古より有也万葉集卷五山上憶良ガ作りシ貧窮
モシダク 問答ノ歌ニ曰風雜雨布流欲乃雨雜雪布流欲波為部母奈久
中 中 麻被引可賀布利布可多衣安里能許等其等伎曾倍騰毛
中 中 綿毛奈伎布可多衣乃美留乃其等和氣佐賀禮流可々
フノ 布能尾肩尔打懸 下畧 布可多衣ハ布肩衣也袖ナクテ肩ニバカリ
カ 著ル手ナシト云フ布着物ト云ヘルモ是也手ナシトハ袖ナキヲ云古
ノ ノ肩衣ニハヒダナシ本ハ賤シキ者ノ服ニテ小袖ノ上ニキルモノユヘ
イ イツシカ賤者ノ礼服ノ如クニナリ今ノ世ニテハ武家ニテオシ出シタ
ル ル礼服トナレリ鎌倉ノ成氏出陣ニ金襴ノ肩衣ヲ着セラレシ由
鎌 鎌倉年中行事ニ見タリ後代ノ
陣 陣羽織ハ肩衣ノ変シタルナリ
 一 古ハ肩衣ヲ云ビ云キ後據三光院内府記云半臂ハ如肩

大永七年二月十
 二日ニ水記ニ云
 室町殿出仕供
 之衆各片衣小袴
 云々此片衣ト云
 ハ肩衣也下文ノ
 片衣ノ事ニハア
 マズ

衣ニテ有裏云々公家元束帯此装束の下ニ半臂と云装
 束を著せしる也 半臂の繪装束 其半臂ハ袖あき物
 也云々もあき物也古ノ肩衣ハ云々あき物也何し其半臂の
 形を以て云々也肩衣と云ひも也云々形似る也今ノ肩
 衣ハ云々を以て云々半臂の形ハ似る也云々遠くも也
 一 片衣云々云々日記ニ為遠朝臣直衣紅帷と云ハ紅の片衣を以て云
 其下の文ニ為遠朝臣直衣紅帷と云ハ此ハ片衣ノ二字カタ
 ビラと云ハ一外の書ニ帷を片衣と書る例を元元ノ故ニ
 云ハこれを記シ置片衣をカタギヌと云ハ大ニ誤也云々
 帷と云ハ女のハ云々單云々云々名也裏云々片方

上下トハ素襖袴ニ
 テモ直垂ニテモ水
 千ニテモ何ニテモ上
 卜下トノ更ナリ
 肩衣袴ニカキラヌ
 一ナリ
 ○曝川記ニ小紋の上
 下ハ畧儀ニハ近
 年モヤリヒトあり
 尾ハ家ノ紋又モ
 外ノ紋ニテモ付
 寸々熱地を小
 紋ニ際スルモ
 不ノ事也

見ひらめくありむらびりと云

一 半袴も古よりあり （シリシエコガフ） 惠林院殿忠代 （のまを記する） 云云元市人如

かぬまんぼう海小太刀をもちぬき又小巾あがりいふこと旧

記まゝも何うもあつた申ぼうを著るを小素襖と云

一 カミシモ 上下と云幸今ハ肩衣袴を云古ハ巾あがり袴の事を云古

常々素襖ハ小袴を著る者少あがり袴の事をバ上下と云

一也上と下と同一と云同一紋ハ上下一對あるを云上と下と云

も紋も違たるハ巾あがり袴といふあり

一 今の麻上下の袴の襷ハまてひびくと云あひ引の縋ハこれ

縋を細くしてそれをぎらうまひびとを取まて又よせひびとて物の

縋を共中一細くよせて縋を取まて古風ハあつた近年 （正徳）

仕出ハるも也古風ハ縋のものを惣括一月袴づまもづら

縋をとまて是を今ハまて縋と云てひびとと云て

の事ハ限古風をうへてあるあり

一 カミシモ 上下と云名目上古の書ハ見えハ古事記應神天皇記曰爾其 （シカシテ）

兄曰若汝有得此嬢子者避上下衣服量身高而釀麴酒亦山

河之物悉備設為宇礼豆玖云爾

一 今時長上下といふ人何りあやまり之肩衣長袴といふ

長き下ハあれども長き上ハ赤き物なり

一 縋これハ仕立やうもあつためり袴ハ長袴也まあがの袴ハ

同く糸腰後腰より小白練シロチリを用ひ太き糸を上げたり後
 腰より板を入新板の上の両端を丸く此の油の巾より露有
 露も心より菊とち組緒也地ハ紗生絹シヤセイキウ 繕好セウコウを用を
 ハ木蘭地モクランジ赤思アカオモ也 前黄紅モヘヤクキクナハ朽葉クキクナハ外何をも用去亦多
 紫前黄紅ハ將軍家用のを故平人懐定ヘイノサダ今ハ
 前黄ハ不懐ヘイノサダ

一 直垂ハ本ハ地下人五位至官の者の服也堂上の人乃着袴か
 履き物は何も鹿苑院將軍義満公の比より堂上元も若
 用志め之も上も若も六袖ぐりの袷何り是地十の直垂と
 口もえなる多ぐり本ハ武家のも袖括ソデグサリ何れも今關東の制

一 袖括あり露げりあり

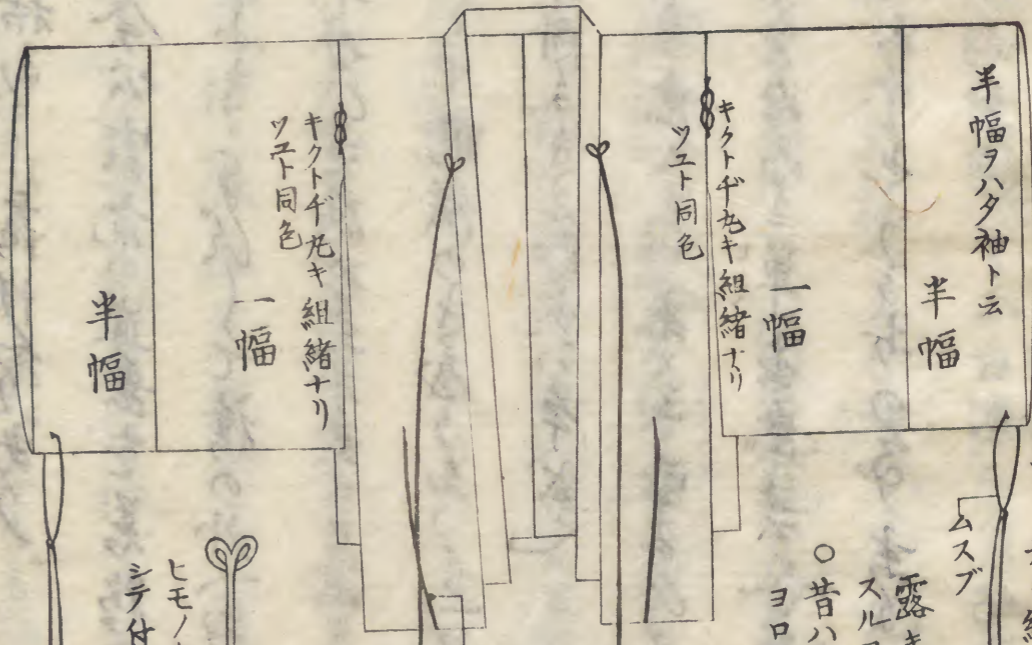
一 或人云今公家流の直垂を若袴かを見り小直垂の巾を
 袴の巾よりきこむべしと袴の外一巾を若く細き帯を上よ
 りかけんかひ直垂は是本式の若袴か成也と云是ハ赤かけ
 ひこれとて晒儀のきなるありとてうちかけん若ハ晒儀
 也袴の巾よりきこむべしと云

一 ひとえ直垂と云ハ表もき常のひこれ也うらみの直垂何
 故まぎまぬるも単直垂ヒト、と云ハ単直垂をむひたる此
 げり云り也うらみの直垂記す

單直垂古ヨリア
 リ公家ニテモ武
 家ニテモ紋付ル
 事ハナシ今ノ武
 家ニテモ紋ツケ
 フレズ

○直垂前

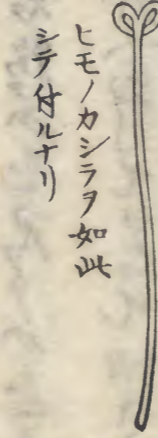
布直垂ハ布
ハ幅狭キモ
ナレユ袖ヲ二
幅ニスルナリ



ワユ 丸キ組緒也色定ラス
ムスブ

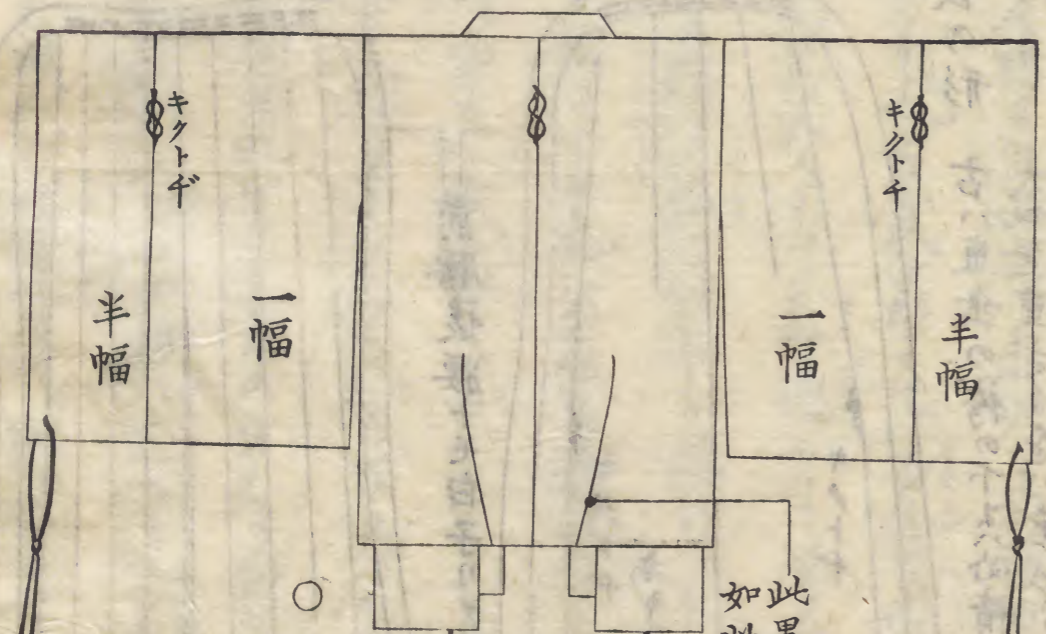
露キクトギムナヒモヲ草ニテ
スルコトモアリ布衣記ニ見タリ
○昔ハフサノキクトギヲモ付タリ
ヨロヒ直垂ニモアリ

着ルトキ此墨引ノ如クヒダラ
一ツトリテキレハ着タルカタキ
ヨキナリコレヲエモンヲトルト云也
左右トモヲナシ



○直垂後

雜記五



此墨引ノ如クヒダラトリテ着ル也
如此スレハ着タル所ヨキ也前後同シ

着スル時前後トモニスツハ
袴ノ内エ入ル也

○直垂の下ハ白キ布ニテ直垂
の如ク仕立てのりこしくして
重祓々きまへ是を大帷と云
あり東帯の時の大帷と云
とハ別也

直垂袴前

上ガシ大針
五ツ小針四ツ
ナリフトキ白
糸二筋十ラ
ベテサス前
後同ジ

同後



古ハ直垂の袴の下ハ必精好の白大口を重て着タリ
大口を重ざるをバシムルハ此ノ如ク也
畧儀也
後對面記

新野問答云元米太

ハ四布也前不クオリ
テ後糸ホソキ精好ニ
テ疾仍前張大口名
目在之疾コレニ對シテ
申疾ハコレ今様未大
夫着用ノ大口ハ後ハ
リノ大口可申也

○軍中ニ用ル大口精好
ニテ作り四幅也丈ハ其
今ノ膝口迄トクホ
ド也スワロニミダナン
トノ紐付ノ中ホト迄
ヒ少アリ大膝丈ニ尺
ホドロハサンマシニ尺
二三寸モ在ヘシ縮メ
廣狹其入ニ依テ長
短アルニシテ引寸五
分ノガリ

○大口トシテ袴ハ三品あり赤大口前張の大口ハ公家元ノ装
束ニ用ル也古武家トシテ直垂の可ニ用ルハ今ノ様樂の能也
時用ル大口の如クも裁縫ガ整リ何リ下ノ邊を出入之白キ
精好トシテ作ル後の方より腰の下まで糸を引ク襷ハ外ハ
張リ出ル振らす也公家の前張の大口ハ糸を引ク糸を織テ
糸を張ル出之武家のハ引ク糸を引ク出也清少納言枕草子
ハおろしちあさよりちひろけれはまほしあぢきあといえり是
也大口をきれはうらの方より出たよりちあはへ今世束帯

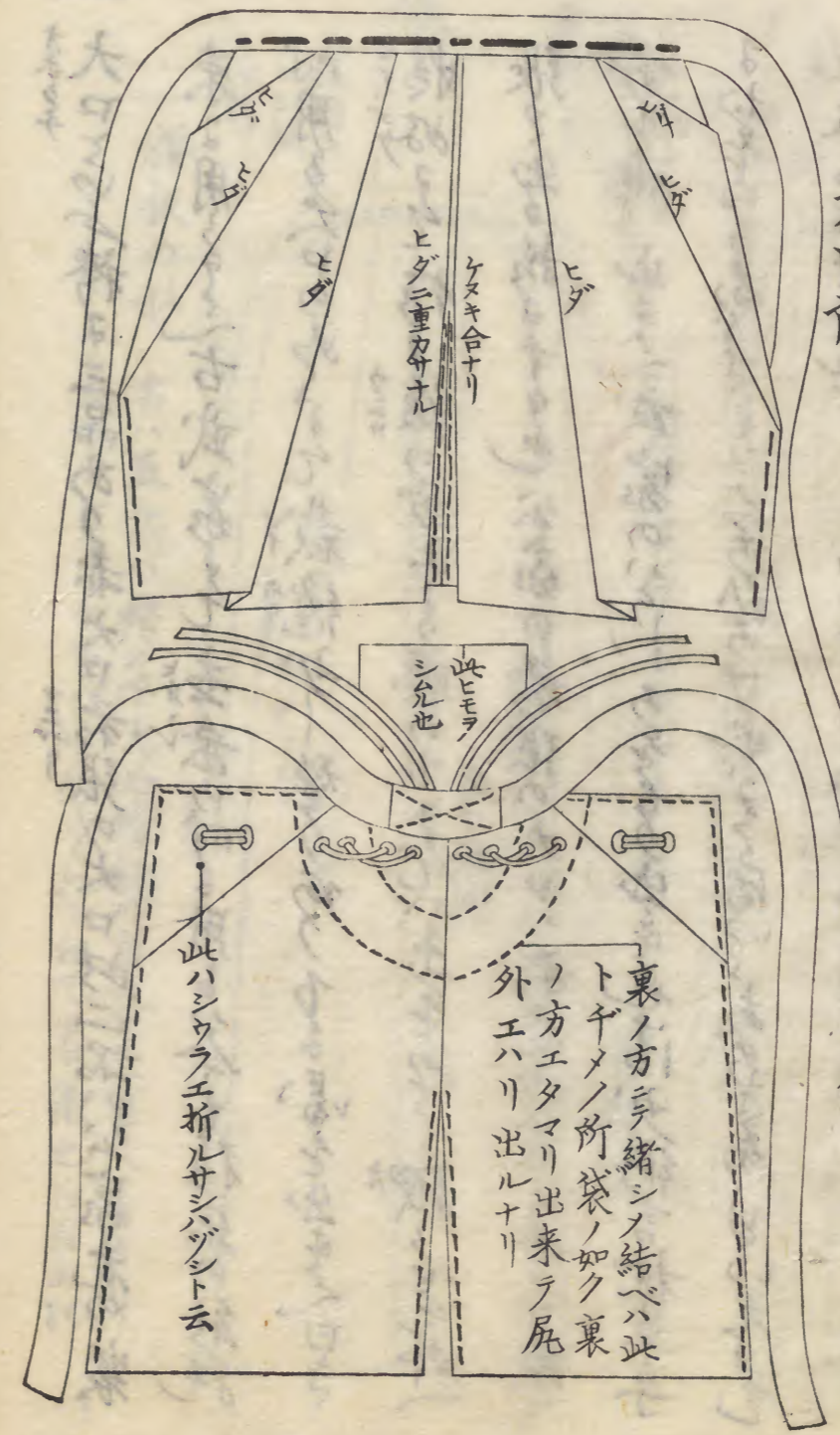
の可用者赤大口ハ引クおハ大ききよりちあはへおハあぢき赤大口
といふお後代の唱違見 別古名何るべし大口ハ引クは給邊の

ひろく大口のち
 まりやうがなむ
 まのまらむを
 のまらむを
 大口のち
 廣く出るは
 とあつちあつち
 ちあつちあつち
 通る人古ハ袴の
 ちあつちあつち
 あつちあつち
 さつちあつち
 くちあつち
 あつちあつち
 ちあつちあつち

けら海をたつちあつち
 長サハ足ノカウマテトバックホド之或三尺アイ引
 七寸マキ九寸マキノヒシ七寸四方前後片ニヒダ
 口傳アリ 但前張ノ大口ハ紐片方ニ附一筋ヲトリ合ムスブ也前ハ尋
 常ノ精好ニシテ後ハ大精好ニテスル也是武家ニ用ル所也

○大口前

○同後



一古の垂垂の着やうハ先大口をきそ扱大のびろを垂垂の着やう

若し次ハ垂垂の下をきそ扱也 垂ちあつちあつち今ち

大のちあつち大口を用るるちあつち

一 題文紗ケンモンシマの垂垂と云ハ題文六カンをあつちあつちとよそかんかろ
 を織る紗して垂垂を作らる也

一 白垂垂の子糸ハ同書ハ法統よりして白き垂垂ハ大切
 ちあつちあつちあつちあつちあつちあつちあつちあつちあつちあつちあつち

一 白垂垂めり水 中東山廻年中行るふと元ちり又ちあつちあつち
 白垂垂の時又白直垂ハ全紋をきる時 紙カウ印あつちあつちあつち
 菊ちあつちあつち由んちあつち又ちあつち一冊扱出ハ想別白き

白垂をなまはるは公方様も元服あて一段の注税小
なまはる云々 紙ひぬういふん
せんようのり

一 白き白垂は金箔にて紋を付たり有るは白垂は

よりして大さびらる白きひられを穿糸又時より入箔不

て我家の紋を付するを穿糸はく貞治六年三月廿九日

中殿出會 禁中和致 帯刀十人 將軍ノ儀太刀 左右は番々

曳列也其内左二番ハ伊勢七郎左衛門貞行地白の白垂ハ

金箔を以て不々蝶を押し白太刀を佩と系圖の一本可

見えり永享二年七月廿五日義教公大将出拜賀の時
大将出拜賀といふ大将は 帯刀十二番二行白垂は金銀地箔
あつたは口礼をうさる ツカヒ

を以て紋を押し元服記とて白垂といふは也

必白垂といふは也

一 漆の白垂は金銀箔にて紋付たり義教公の元

服記ハ永享二年七月廿五日大将出拜賀の時侍所赤松
ヨシマサ 伊豫守義雅の出立の事を記して僕ハ紺の白垂は銀箔にて

文を押しあり 僕トハ家来 の事ナリ

一 直垂は素襖もぬき元ものともなるつらびらるは白垂は

れども漆やうの事とみゆる也表打の白垂の事にては

糸の白垂はひらるの漆指公家のめしひらる白垂は

かゝるものも能くあり寛正五年弘河系勅進能枝の

裏赤の垂垂武家
 まわりの用ひは
 あく上右の公家も
 用ひれしん任せ
 忠見の家集は
 ある人のひこれなき
 せんとなんちうを
 あんういふのとき
 ますし「後右のき
 しみなをうちつけ
 ようらにあつとも
 中おのこをみよ
 玉をひてくれは古
 ハ公家よりうらち
 のひこれをはせ
 れしん任せ又垂
 垂上下よりあり
 を知しん任せを
 ハ拾遺集の作を
 壬生忠峯のちん天
 曆年中人也

ツッ サルガクニウ
 圖は申樂元はあふ袴也初日ハ黄色二日ハ淺黄三日ハやえ元抱
 とあり掛ずもふ公家方の装束はやえ元織物と云ふるをせ
 ハ織物の上はぬひ抱をせむる也といハ是は准しん考也ハ素襦
 垂垂あどのやえ抱と云深括も下地を何色も深んをよを
 別のきまて紋唐草あを際出しる物あづへ今どんすし
 一 ウラウキ あぞく云頼る証無きれ

一 裏赤の垂垂と云抱あり糸は書は云うも赤はきくあきをふ
 紋をぬひの付は白く付するの能ゆる古よりハ付は又弾正
 判官の人ハ地を思ひ紋は蝶を付しれハ素腰あう 裏腰
 表と腰と を云く 余の官の人ハきざへハ常のうも赤ハ腰せいごせ

うも赤と云く此きぬあづへも赤ハひもきくとちも常のごせく
 一 紫草はもあふのひもより少廣くづく菊とぞ同大あま
 已後し又云大のびる裏赤の時大くびる用る付と シユス 縷子のきや
 ちんをせへし云く道照愚草と云うも赤の紋のるハ家この紋
 付ハ方ハ大略松竹菫宛あを付ハ異相あ イサウ 紋あふ不付ハ
 色ハあきざまとい又を外の色をせ用ハはめひもの付柄も同
 前袖の下ハ三四寸つをむむびさびいハ大略紫草あてハ
 一直垂の腰の留括単垂垂ハ表赤も同しるハ道照愚草云帯
 の留括前腰ハめ結て取括一後腰の帯さきこの廣きも花を
 ぬい糸くつと云腰の留括前より常のごせ結てそれを

取よせて後腰のききをひろげて膝の腰をほくそくほく

丸くして上より下へ二重丸おのひ苗べうたさハ



此也 若し老のこく結とハ若腰の事也結は対立結なり

若腰の紐のりより下へ 引通してををあり 涉成次身古実云公家の法方ハ

只むきひるをのりよへは置ハ武家ハハハものごとく

取よせて帯ひるとりてはくをおまらめそまきハ

うもあも大うむむも目筋也き貞丈云今ハ腰を巻る

あまりを長くしれ下る人あり古ハあきるあり

一 涉成次身古実云公方様は即しれ涉年よりくはすハ時

ハきをあくめきれ也は年よりれハなる次あくハ色落

くめきれ也 紫くす云云公方様はひくれの色ハ紫紅葉

以下不定ハ但正月ハ白きをむむハ高倉殿ハ調遣は不極

は年よりれハ何れの色もうすく成ハ

一 今の世布の垂垂ハ家の紋付るを大紋と名づく布垂垂ハ

鹿苑院殿義満乃時より始也はるハ三光院内府実澄公

の記ハ見えろ布の垂垂ハ室町記ハもろ元ころ大紋と云

名 西三条装束 抄ニ見タリ 又ちちのひくも家の紋を付る是ハ

布ハあきず精好也今の大紋の紋付格古の裏ハ垂垂の紋の

付物をうつしる物あるべきハ大紋と素襷と似る物なれ

ども遠くハあり紐菊とち スアツハ草也大紋ハ 古の裏

室町記ニ云布方
布野極ハ幡宮法
糸縫中畧折鳥
帽子直直岳
布地地著家
口紋相子家

増洗月草の花の
美云云別當ハ道
の秘云云あきま
わらあわらふ
ぬのひまれと云
ねうちきと云
○肥近之入とハ公
方一随脱して万
事内用を兼る云
家元の著と云云

布衣記ニ云福布
直垂三赤草之ヒ
モ也云一布衣記
ハ永仁三年ニ書
タル書也庶苑院
殿ヨリ七十二年
以前也然レハ庶
苑院殿以前ヨリ
有之也

平家物語ニカキ
ノ直垂見タリ

おハ草を用紋の付不^レ大紋も素襖衷^レ亦も上ハ同^一事^ニ
大紋の袴ハ後腰を白練^ニよまる^ル故腰板の^レ有^ル紋^ハあり^テ素
おも同^一素襖ハ腰板の^レ有^ル紋^ハあり^テ大紋^ハあひ引^ニ紋^ハ
て尻^シの^レあ^ラう^ニ紋^ハあり^テ素襖ハ尻の^レ何^レう^ニ紋^ハあり^テあひ引^ニ
紋^ハあり^テ大紋^ハ袴の^レ糸股^ニの^レあ^ラう^ニ丸^ニ紋^ハあり^テあ^ラう^ニ
あ^ラう^ニ腰板の上^ニの^レか^ド大紋^ハ丸^ニ素襖^ハか^ドあ^ラう^ニ古^ノの^レあ^ラう^ニ
大紋の^レあ^ラう^ニ袴の^レあひ引^ニ紋^ハあり^テ尻の^レあ^ラう^ニ紋^ハあり^テ也
布^ハ直垂^ノの^レ三光院内府記云庶苑院殿代^ガ肥近^ノ之^レ人^ニ
給^リ布^ハ直垂^ニ其^ノ以来^ニ諸家^ニ兼^テ用^シ之^レ一向^ニ非^ズ本儀^ハ雖^レ然^モ大
臣家^ハ兼^テ給^リル^ル當^レ家^ノ公^ノ耐^レ卿^ノ為^シ講^ノ叙^ノ平生^ニ祇^レ儀^ノ之^レ兼^テ依^テ也

入魂^ニ肉^ノノ時^ニ給^リ布^ハ直垂^ニ此^ノ多^ク名^ニあ^ラね^テ兼^テ来^ル之^レ由^ハ地^ノ故^ニ入^リ道
院^ノ右^ノ大臣^ノ拜^任之上^ニ者^ノ家^ノ之^レ儀^ハ為^シ各^ノ別^ニ仍^レ布^ノ之^レ直垂^ハ相^レ止^ス
惣^ノ別^ニ十六^ノ歳^ニ迄^ハ諸^ノ家^ノ一^ニ同^ニ兼^テ白^ノ緋^ノ直垂^ハ色^ノ之^レ直垂^ヲバ^レ不^レ着
之^レ諸^ノ大夫^ノ同^ニ前^ノハ^レ云^フ是^レを^レ之^レハ^レ布^ノ直垂^ハ義^ノ満^ノ公^ノの^レ時代
より^レ始^メル^ル也
一 曳^カ柄^ノの^レ直垂^ハと^シて^シ東^ノ鑑^ニ曾^レ我^ノ物^ノ語^ヲ云^フ云^フ布^ノの^レ直
垂^ハ材^ノ洪^ニを^レ引^ク也
一 金^ハ箔^ノ之^レ平^ノ紋^ハ之^レ直垂^ノの^レ永^ノ享^ノ九^ノ年^ニ室^ノ町^ノ殿^ノ行^ノ幸^ノ記^ニ云^フ帯^ノ刀^ノ十
五^ノ番^ノ皆^レ金^ノ箔^ニ平^ノ文^ノ之^レ直垂^ハ兼^テ金^ノ太^ノ刀^ノ云^フ云^フき^ンぞ^クの^レ平^ノ文
と^シハ^レ熱^ノ膝^ノを^レ金^ノみ^ノぎ^ニ金^ノみ^ノぎ^トハ^レ金^ノ箔^ヲ也
だ^ニみ^ノた^ニる^ルも^レた^ニる^ルの^レも^レと
一 家^ノの^レ紋^ハを

付^{ヒヤクモシ}た^{ヒヤクモシ}ひやうもんを付^{ヒヤクモシ}る也 平文とハ豹文の事也ひやう
 むんとハ杳素袍あどの紋をき^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}ふ^{ヒヤクモシ}ら^{ヒヤクモシ}る也 今^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}加^{ヒヤクモシ}賀^{ヒヤクモシ}
 紋と云^{ヒヤクモシ}お^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}ご^{ヒヤクモシ}と^{ヒヤクモシ}一^{ヒヤクモシ}條^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}ま^{ヒヤクモシ}れ^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}可^{ヒヤクモシ}ハ^{ヒヤクモシ}杳^{ヒヤクモシ}垂^{ヒヤクモシ}
 を^{ヒヤクモシ}合^{ヒヤクモシ}ら^{ヒヤクモシ}ぶ^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}は^{ヒヤクモシ}我^{ヒヤクモシ}紋^{ヒヤクモシ}を^{ヒヤクモシ}緑^{ヒヤクモシ}青^{ヒヤクモシ}と^{ヒヤクモシ}て^{ヒヤクモシ}云^{ヒヤクモシ}一^{ヒヤクモシ}し^{ヒヤクモシ}を^{ヒヤクモシ}大^{ヒヤクモシ}帷^{ヒヤクモシ}
 は^{ヒヤクモシ}ま^{ヒヤクモシ}袴^{ヒヤクモシ}を^{ヒヤクモシ}着^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}又^{ヒヤクモシ}靴^{ヒヤクモシ}ご^{ヒヤクモシ}と^{ヒヤクモシ}ふ^{ヒヤクモシ}ら^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}花^{ヒヤクモシ}法^{ヒヤクモシ}不^{ヒヤクモシ}行^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}
 記^{ヒヤクモシ}ハ^{ヒヤクモシ}云^{ヒヤクモシ}大^{ヒヤクモシ}刀^{ヒヤクモシ}帯^{ヒヤクモシ}皆^{ヒヤクモシ}き^{ヒヤクモシ}ん^{ヒヤクモシ}ぎ^{ヒヤクモシ}ん^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}ひ^{ヒヤクモシ}や^{ヒヤクモシ}う^{ヒヤクモシ}も^{ヒヤクモシ}ん^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}杳^{ヒヤクモシ}垂^{ヒヤクモシ}着^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}
 一^{ヒヤクモシ}し^{ヒヤクモシ}杳^{ヒヤクモシ}垂^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}熱^{ヒヤクモシ}袴^{ヒヤクモシ}を^{ヒヤクモシ}根^{ヒヤクモシ}み^{ヒヤクモシ}ぎ^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}又^{ヒヤクモシ}靴^{ヒヤクモシ}ご^{ヒヤクモシ}と^{ヒヤクモシ}ふ^{ヒヤクモシ}ら^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}花^{ヒヤクモシ}法^{ヒヤクモシ}不^{ヒヤクモシ}行^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}
 付^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}又^{ヒヤクモシ}靴^{ヒヤクモシ}ご^{ヒヤクモシ}と^{ヒヤクモシ}ふ^{ヒヤクモシ}ら^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}花^{ヒヤクモシ}法^{ヒヤクモシ}不^{ヒヤクモシ}行^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}
 付^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}又^{ヒヤクモシ}靴^{ヒヤクモシ}ご^{ヒヤクモシ}と^{ヒヤクモシ}ふ^{ヒヤクモシ}ら^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}花^{ヒヤクモシ}法^{ヒヤクモシ}不^{ヒヤクモシ}行^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}

一直^{ヒヤクモシ}垂^{ヒヤクモシ}狩^{ヒヤクモシ}衣^{ヒヤクモシ}あ^{ヒヤクモシ}ど^{ヒヤクモシ}い^{ヒヤクモシ}し^{ヒヤクモシ}ハ^{ヒヤクモシ}無^{ヒヤクモシ}官^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}人^{ヒヤクモシ}中^{ヒヤクモシ}間^{ヒヤクモシ}小^{ヒヤクモシ}者^{ヒヤクモシ}あ^{ヒヤクモシ}ど^{ヒヤクモシ}も^{ヒヤクモシ}着^{ヒヤクモシ}
 け^{ヒヤクモシ}り^{ヒヤクモシ}也^{ヒヤクモシ}大^{ヒヤクモシ}的^{ヒヤクモシ}犬^{ヒヤクモシ}追^{ヒヤクモシ}物^{ヒヤクモシ}笠^{ヒヤクモシ}掛^{ヒヤクモシ}あ^{ヒヤクモシ}ど^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}旧^{ヒヤクモシ}記^{ヒヤクモシ}を^{ヒヤクモシ}見^{ヒヤクモシ}て^{ヒヤクモシ}知^{ヒヤクモシ}ら^{ヒヤクモシ}ぶ^{ヒヤクモシ}一^{ヒヤクモシ}今^{ヒヤクモシ}ハ^{ヒヤクモシ}武

家^{ヒヤクモシ}に^{ヒヤクモシ}侍^{ヒヤクモシ}従^{ヒヤクモシ}以^{ヒヤクモシ}上^{ヒヤクモシ}ハ^{ヒヤクモシ}杳^{ヒヤクモシ}垂^{ヒヤクモシ}四^{ヒヤクモシ}位^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}人^{ヒヤクモシ}ハ^{ヒヤクモシ}狩^{ヒヤクモシ}衣^{ヒヤクモシ}諸^{ヒヤクモシ}大^{ヒヤクモシ}夫^{ヒヤクモシ}ハ^{ヒヤクモシ}大^{ヒヤクモシ}紋^{ヒヤクモシ}を^{ヒヤクモシ}次^{ヒヤクモシ}
 無^{ヒヤクモシ}位^{ヒヤクモシ}廿^{ヒヤクモシ}五^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}人^{ヒヤクモシ}布^{ヒヤクモシ}衣^{ヒヤクモシ}其^{ヒヤクモシ}次^{ヒヤクモシ}ハ^{ヒヤクモシ}素^{ヒヤクモシ}襖^{ヒヤクモシ}と^{ヒヤクモシ}沔^{ヒヤクモシ}法^{ヒヤクモシ}を^{ヒヤクモシ}定^{ヒヤクモシ}む^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}加^{ヒヤクモシ}
 一^{ヒヤクモシ}し^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}ハ^{ヒヤクモシ}正^{ヒヤクモシ}代^{ヒヤクモシ}代^{ヒヤクモシ}と^{ヒヤクモシ}ふ^{ヒヤクモシ}よ^{ヒヤクモシ}う^{ヒヤクモシ}く^{ヒヤクモシ}法^{ヒヤクモシ}式^{ヒヤクモシ}カ^{ヒヤクモシ}ら^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}也^{ヒヤクモシ}

一^{ヒヤクモシ}杳^{ヒヤクモシ}垂^{ヒヤクモシ}袖^{ヒヤクモシ}袴^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}括^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}ハ^{ヒヤクモシ}供^{ヒヤクモシ}故^{ヒヤクモシ}実^{ヒヤクモシ}云^{ヒヤクモシ}沔^{ヒヤクモシ}供^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}可^{ヒヤクモシ}袴^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}を^{ヒヤクモシ}沔^{ヒヤクモシ}
 入^{ヒヤクモシ}れ^{ヒヤクモシ}見^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}又^{ヒヤクモシ}沔^{ヒヤクモシ}法^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}を^{ヒヤクモシ}沔^{ヒヤクモシ}入^{ヒヤクモシ}れ^{ヒヤクモシ}見^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}又^{ヒヤクモシ}沔^{ヒヤクモシ}法^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}を^{ヒヤクモシ}沔^{ヒヤクモシ}
 一^{ヒヤクモシ}し^{ヒヤクモシ}の^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}ハ^{ヒヤクモシ}正^{ヒヤクモシ}代^{ヒヤクモシ}代^{ヒヤクモシ}と^{ヒヤクモシ}ふ^{ヒヤクモシ}よ^{ヒヤクモシ}う^{ヒヤクモシ}く^{ヒヤクモシ}法^{ヒヤクモシ}式^{ヒヤクモシ}カ^{ヒヤクモシ}ら^{ヒヤクモシ}る^{ヒヤクモシ}事^{ヒヤクモシ}あり^{ヒヤクモシ}也^{ヒヤクモシ}

しして其内一結を通し一扱下一結び。此台実を失て今
袖の中一斗落を付る。袴もくまを志むる。何れハ袴
のまを袋縫しして一内結を通し。物とんえり
されハ膝只ん志む。肘ハきやけんをす。是ハ足ハびり
くも肘ハきやけんを用ざる。あざり馬上下供の時ハ習を用
る。あざり下括ゲグクリハあざりあざり。歩立所供の時ハ上括シヤウケクリハきや
けんを用る。あざり猶日記を考て。猶澄書也。古代ハ長
袴ハ何よりハ長く。あざりハあざり。あざりハあざり。あざりハあざり。
あざりハあざり。あざりハあざり。あざりハあざり。あざりハあざり。
あざりハあざり。あざりハあざり。あざりハあざり。あざりハあざり。

一 垂垂着の多し或人談云正徳中近衛殿は居カウキヨ寓居志路ハ

頃大樹公所墓所の
法父を去りて人ハ面會ツ指堂の上ハ垂垂

をうちけし垂垂と同地ハ細き帯を袴衣のあて腰の

如く志あひ。是垂垂の着指の本式あざり。垂垂のまを

を袴の内ハ入てきこむハ本式あざり。真丈云

垂垂ハ元庶人チリシヨシムの服。是高位の人の服。何れハ言位

の人も内々ハ。略儀の時忌用せり。半あり。純近接

殿も内々ハ。志あひ。あざり。あざり。あざり。あざり。

うちけし。志路ハ。也。本式の着指ハ。且下ハ指貫を

子故上下具して。志あひ。あざり。あざり。あざり。あざり。

毛抜の頭をあらう
 毛抜の頭をあらう
 毛抜の頭をあらう
 毛抜の頭をあらう

名目抄ニ布衣始
 ホウイハシメト
 訓アリホイトヨ
 ムハ不知ヨミ也
 ○狩衣ヲ布衣ト云
 ノ禮書ハ役名ノ
 部布衣ノ後ヲ条
 ニ記ス也布衣ト
 狩衣ヲ別ツハ今
 世江戸ニテノ一
 也分テ云ベキナ
 ラバ有文ノ狩衣
 無文ノ狩衣有文
 ノ布衣無文ノ布
 衣ト云ベキ也

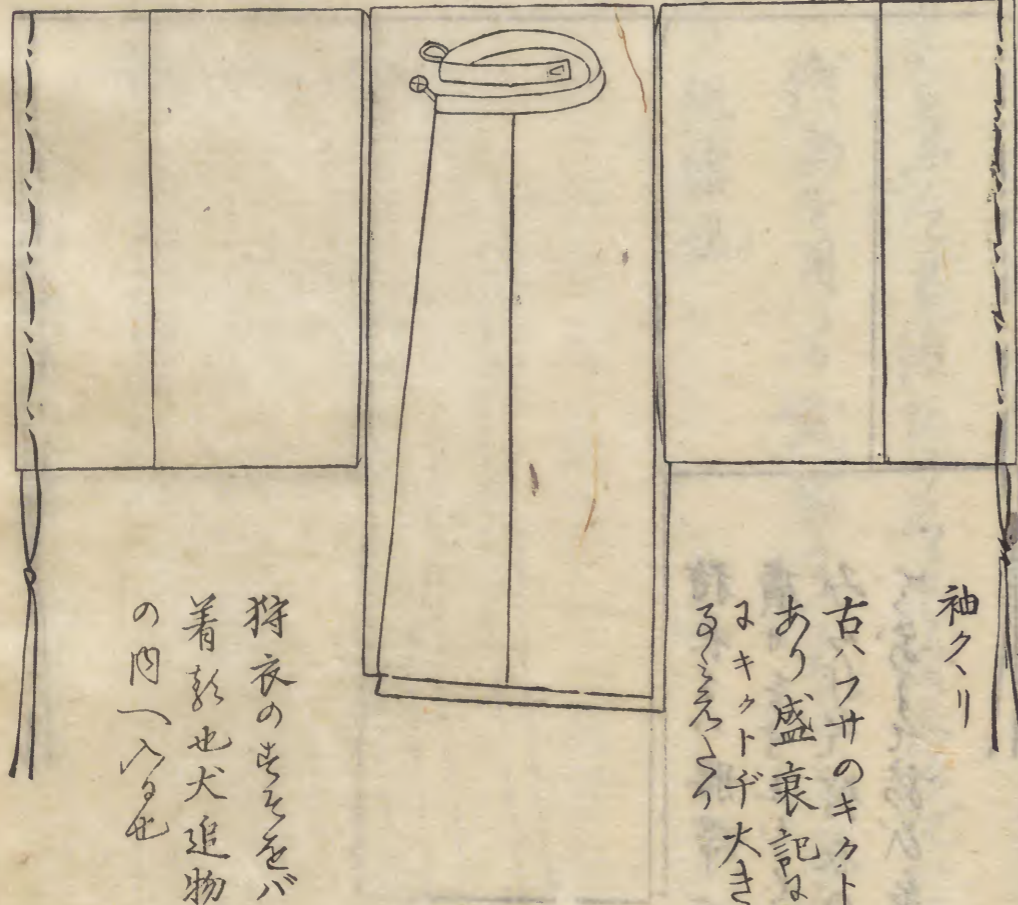
毛抜の頭ケスキのめくお合也若き人の若年の組と云うべき平き
 組クミを用ゆサダシ若年の人の丸き組結イダシを用也組乃
 色不定老年をど色うすし狩衣の家方は色く故実何る
 色く若年をど色うすし

一 布衣と云ふは狩衣の多し古將軍家は糸田などの法供はあつた
 の役といふ事ハを狩衣を著しは劔ツルギを帯オビつ役也ハ太刀タチをき
 と云ふ事ハ少シと云ふ事ハ常刀トギとあてたる事ハ
 と云ハ儀文モノカラシ何るを狩衣
 布衣と云又いふは布衣といふは今をわいといふは今世江戸
 武家の詞ハなり

狩衣は単狩衣も裏ある
 狩衣も有り表と裏と向
 色あるをいふは向きぬ
 といふ也表と裏と色の遠
 なるハニを狩衣といふす
 表といふの色はすむるを
 の名あり右ニをいふは
 ことハ布衣記ハ見院代
 布衣記ハ伏見院代
 永仁三年の書あり

○狩衣前

小狩衣ト云物ハ半尼の
 一尺ハ也ハりぎぬのハり
 後多羽院宸記建保四
 年四月十八日ノ条云斬着
 小狩衣於東面壺西縁上
 北面等冬有和歌沙法云

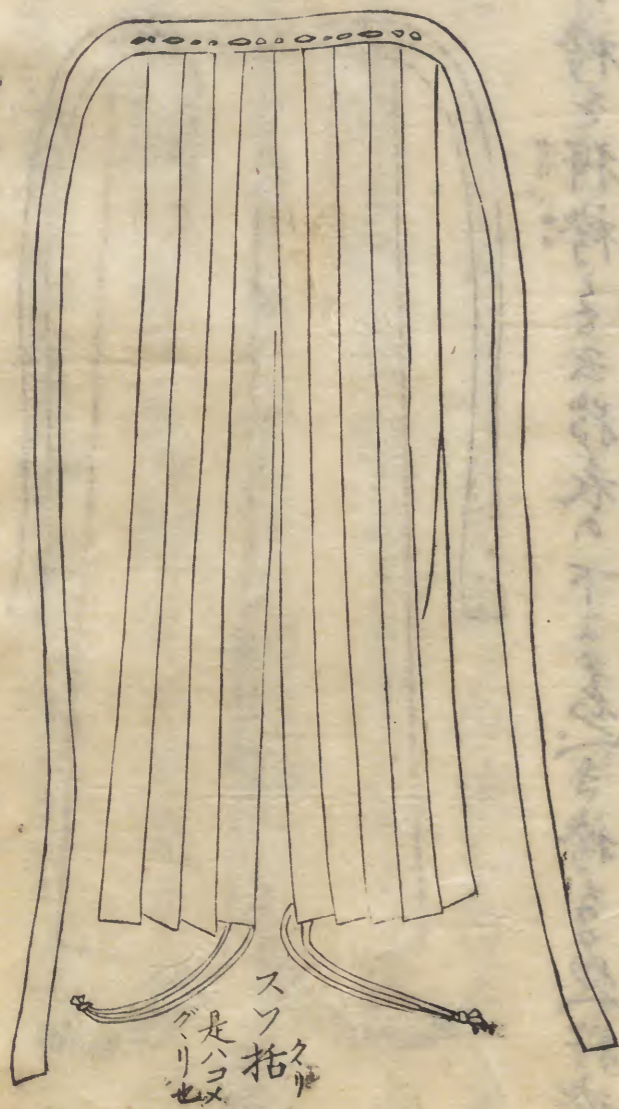


袖クマリ

古ハフサのキクトガを付するも
 あり盛衰記ハ渡辺競ガ狩衣
 ハキクトガ大ききものあり

狩衣のきつをバ袴の外は切
 着新也犬追物ハの耐ハ袴
 の内ハ切也

○ 指貫前



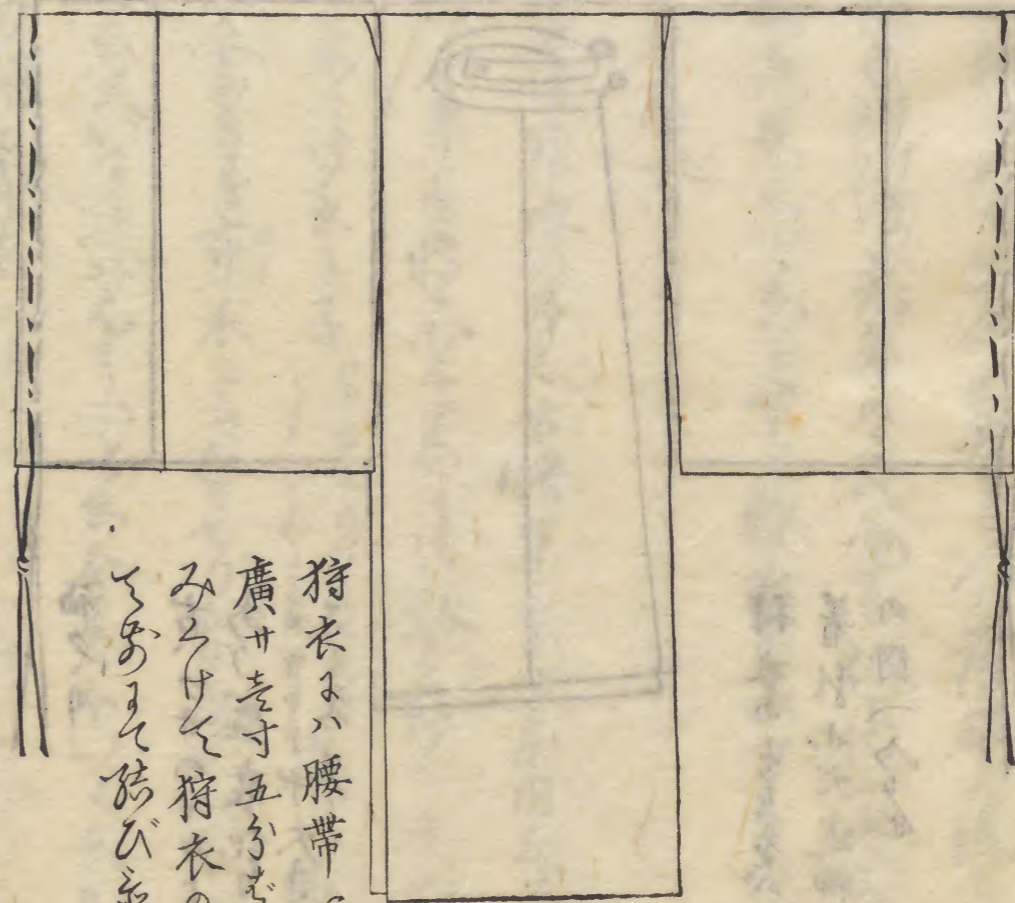
スツ括
是ハコメ
グリス

雑記五

廿七

一 狩衣の時着る袴ハさぬきと云袴也色ハ淺黄あり腰上
 ざりありまをふくまじ緒有りくまじ袴あり地ハ平縮を文あり
 公家ハハ綫拍を用ゐる武家ハハめんがうあきを利ゆくま
 緒ハ白き組緒也

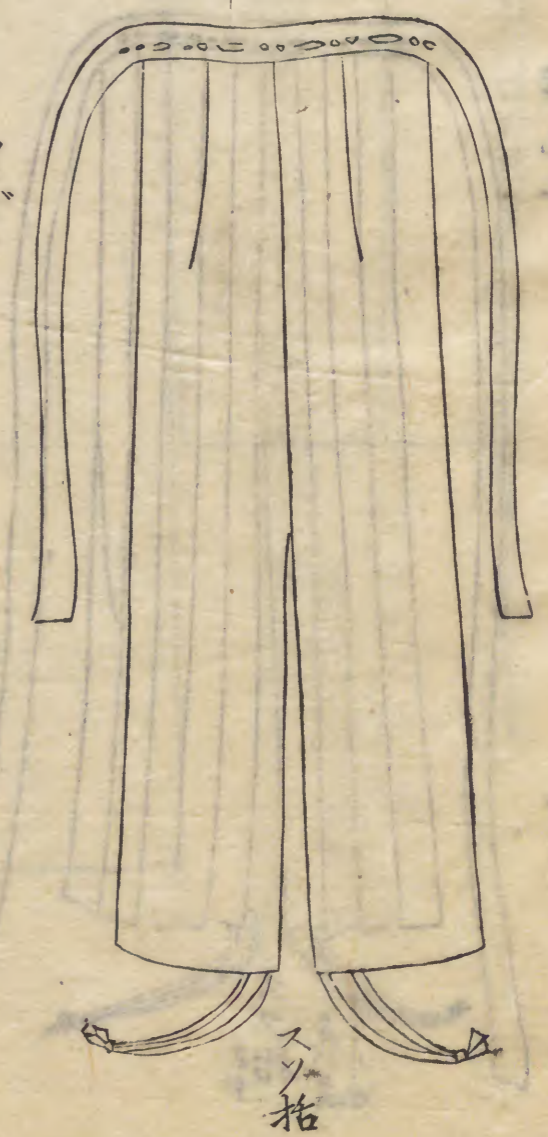
○ 狩衣後



狩衣ハ腰帶何れともぎれん
 廣サ五寸五分をのりありたく
 みらげく狩衣の上より後ハあ
 へあり結び並あり單廻り也

○指貫後

腰板ナシ



サシヌキノ袴
スノニ穴ヲアケ
然ラサシ通ス
狩衣ノ袖括ノ如
シ是ヲ刺貫括
ト云今ノ世ノ指
貫ハ諸ヲサシヌ
カスシテスソヲ
袋縫ニシテソノ
袋ノ中エ諸ヲ入
テ括ル也是ヲコ
メ括ト云ト也
野宮定基卿説也

一指貫の袴を狩袴カリハカマと云狩衣の下は着キき袴ハカマと云狩袴と云
是又布の括袴也タマリ是よりカカマハカマと云法をさサシサシヌキヌキハカマハカマハカマハカマ
さサシサシヌキヌキハカマハカマハカマハカマ和名抄サシ抄ヌキヌキハカマハカマハカマハカマ
縮狩袴サシヌキハカマ或云カカハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
ヌハカマトサシヌキハカマト云ハ誤也ヌハカマトサシヌキハカマト云ハ名目ハあるきサシヌキハカマト云ハ誤也

小奴袴サシヌキハカマと書るカカハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
高カカハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
中カカハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
本を引カカハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ

栗花物語サシヌキハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
袴サシヌキハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
云々ハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
武家サシヌキハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
列サシヌキハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ

一 小袴と云お古カカハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
襖サシヌキハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
をサシヌキハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
こサシヌキハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
ゆサシヌキハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ
ふサシヌキハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマハカマ

古今著聞集卷八
好色ノ部云茶金盃
寺田宮ノ子と云
臣節ありて
彼沙の雨面の水干は
袖ふむけし者の居
るをぬふるけり
は家のまじの橋をま
たりまゝ由面と八表
束帯もまゝまゝ
一又あつたものを
あつたものあり

古今著聞集卷八
好色ノ部云茶金盃
寺田宮ノ子と云
臣節ありて
彼沙の雨面の水干は
袖ふむけし者の居
るをぬふるけり
は家のまじの橋をま
たりまゝ由面と八表
束帯もまゝまゝ
一又あつたものを
あつたものあり

長袴の代は用山袴より少くして用山袴の時の
見へは尾籠は又云はあつたもの留るべきぬふるの留るど此
紋の多きと圓よりぬが紋より云々小袴は紋付より多き
一葛袴と云ふは布を縫はる指貫也まそのころはのり
緒のまねを縫はるるを結を通さず首布をハコとして
くらくれぬあつた大的の耐水干は布袴を志する大的の書
は見へる まをよはる結のまけハ
七八寸まわりのあり

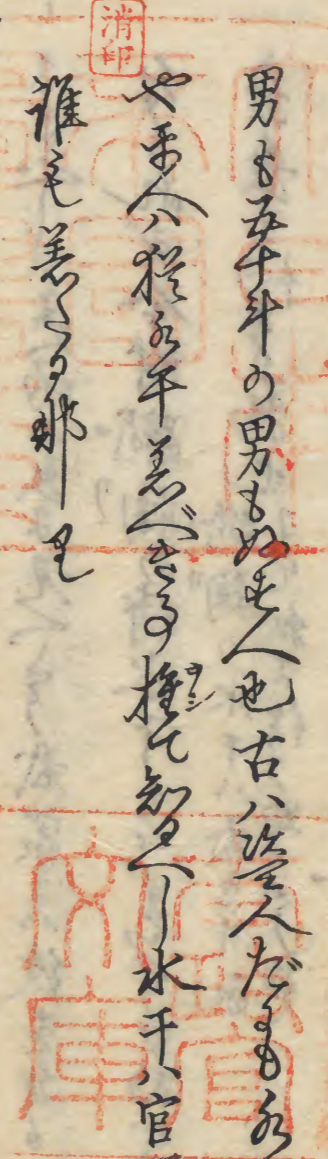
一水干のり仕立は袴衣のごとく袴は土垂の如く地ハ紗袴好
練平緒末之あり 子リハイケン 色も定あり多ハ白を用ゑ菊と云ハ紋を
おひひぬ菊の花のごとく平くして一和は二寸づけるあつ
一而後ハ四所付の紐ハ九組の結也きくと云ふ紐の色も定
糸の紐ハえりの上と云ふ付の後の紐ハ志重の後の其中小
付の糸紐短く後紐長し大的の時ハ紙朽葉水色木の
水干人の年の程より深べ一紋ハまゝの家紋をぬひ物
はまゝ一と大的の志見へる武家ハ紋を付公家ハ紋
付られど今時蹴鞠の時水干と云ふ志重の物ハ水干ハ何れ
志重ハ似る物也 蹴鞠の水干ハ赤井赤
は松より作らるる物

一水干官服はあつた官位なき余る物今昔物語卷十六伯
耆守経國ハ盗人を殺しける物後ハ在願の友人を殺しける藏
をひくをて見ると年三十むらう此男のいのちを水干装

光曰水干之軍新
野間蒼野宮足基節
云凡水干とて率ハ
甚しき膝洗也
愚業所や此ハ此服
ハ遊宴ノ服ナリ得尚
之の儀ハ水干の字水
涯の注有之ハ川
道遠カク不用ヨリ
出未^レ也存^レ也

来^レしを引^レ出^レし又卷^レ二二親視上人在俗の時賊を助^レて絹
布を得^レる物語ハ五十^レなりあるを^レりしき男水干装束^レし
赤出の太刀帯^レ郎等世人半具^レし也あひ^レそ^レ太の卅年の
男も五斗の男もぬ^レ也古ハ遊人^レなるも^レ水干を^レ着^レる況
や^レ水干^レの平^レ着^レる^レ推^レ知^レる^レ水干^レ官服^レにあ^レざる^レ故
推^レも^レ善^レく^レ那^レ也

一 西三条装束抄云水干紗^レも平絹^レも又^レ白^レ
をも何色^レも大納言の時^レも内^レ着^レ用^レ又陽明家^レ
も大臣又幕途の後^レも此絹^レを^レ用^レ之^レ尤不審也



水干の字水涯の注有之ハ川道遠カク不用ヨリ出未^レ也存^レ也

